

介護報酬にかかる地域区分の改正について

介護報酬とは

○介護報酬は、サービスの提供に対して支払われる費用で、厚生労働大臣が定める基準により算定されます。

地域区分とは

○介護職員の賃金などは地域によって差があるため、この地域差を介護報酬に反映するために「単位」制を採用し、サービスごとに1単位の単価を設定しています。

介護報酬の基本的な算定方法

サービスごとに算定した単位数



1単位あたりの単価サービス別、地域別に10円～11.4円



事業所に支払われるサービス費
(利用者の自己負担含む)

1単位あたりの単価

○小牧市は「7級地（3%上乘せ）」とされている。

		1級地	...	6級地	7級地	その他	主なサービス
上乘せ割合		20%	...	6%	3%	0%	
人件費割合	70%	11.4円	...	10.42円	10.21円	10円	訪問介護・居宅介護支援
	55%	11.1円	...	10.33円	10.17円	10円	短期入所・小規模多機能
	45%	10.9円	...	10.27円	10.14円	10円	特養・デイ・グループホーム

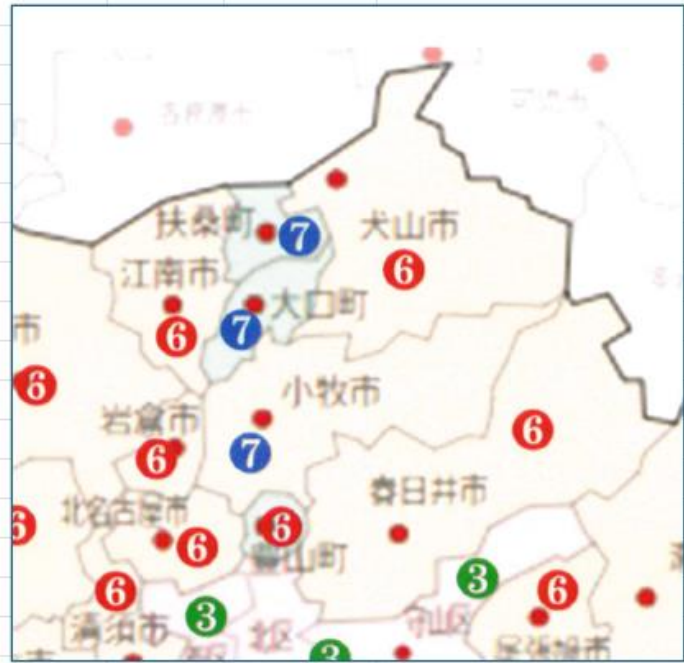
小牧市の現状

- 小牧市は「7級地（3%上乗せ）」
- 隣接する市町では「6級地（6%上乗せ）」が多い。

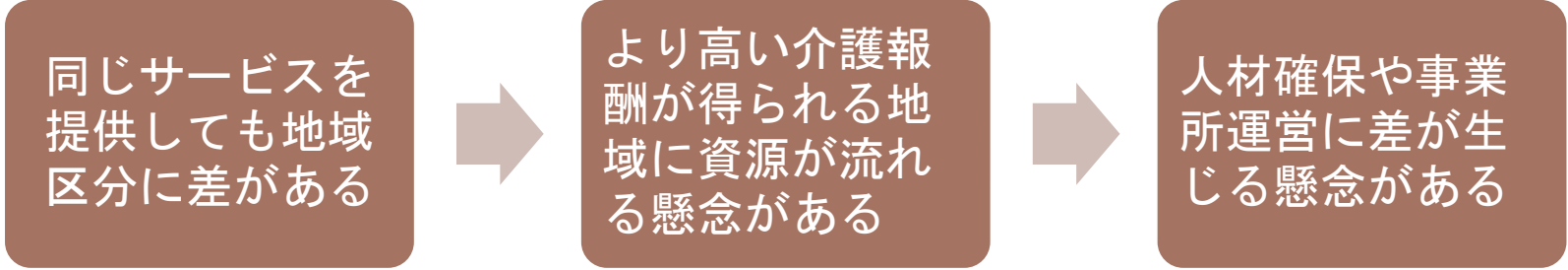
課題

○隣接する市町で地域区分に差があることにより、（仮に）小牧市と江南市で同じ状況の方に同じサービスを提供した場合でも、提供した市町により事業者が得られる報酬に差が生じる。

区分	上乗せ割合
1 級地	2 0 %
2 級地	1 6 %
3 級地	1 5 %
4 級地	1 2 %
5 級地	1 0 %
6 級地	6 %
7 級地	3 %
その他	0 %



資料 2



※一方で、高い地域区分の場合、介護保険から支払う費用が高く、保険料やサービスを利用する方は自己負担分が高い。

資料 2

令和9年度からの小牧市の地域区分について

- 現在、小牧市の介護報酬は「7級地（3%上乘せ）」の区分となっています。
- 国は、公務員の地域手当の仕組みを見直し、これまでの「市町村ごとの区分」から「都道府県ごとの区分」を基本とする考え方へ変更し、小牧市を含む愛知県は「8%上乘せ」の地域とされています。
- 今回の地域区分の改正により従前と差が生じる地域については、経過措置が設けられます。小牧市の場合は、愛知県の「8%上乘せ」と従前の「3%上乘せ」の範囲において設定される可能性があります。最終的には市町村の意見を聞いたうえで国が決定します。
- 介護報酬はサービスを提供する事業者の貴重な収入源であり、介護職員の処遇改善、人材確保という課題があります。近隣市町の多くは現在も小牧市より高い地域区分となっており、人材確保や事業所運営への影響が指摘されています。